

宇都宮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 500,215	千円 159,647,107	千円 8,397,255	千円 32,726,675	% 20.5	% 20.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

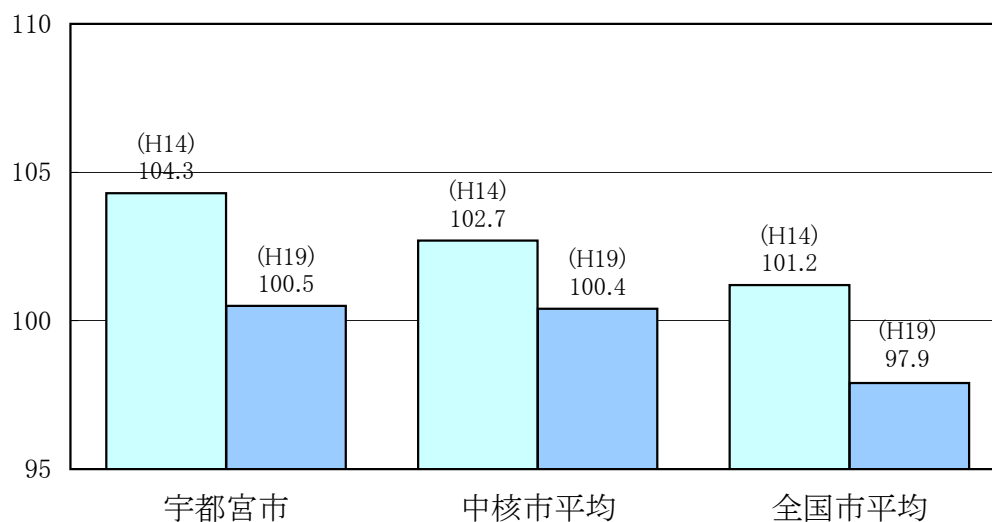
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 3,114	千円 13,632,518	千円 2,682,322	千円 5,540,515	千円 21,855,355	千円 7,018	千円 6,841

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- ・平成15年4月1日～平成20年3月31日までの間、市長・副市長・収入役・教育長・上下水道事業管理者・常勤監査委員の給料月額5%減額、議長・副議長・議員の報酬月額5%減額を行っております。
- ・平成15年4月1日～平成20年3月31日までの間、管理職手当の5%減額を行っております。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇都宮市	44.4 歳	361,769 円	435,993 円	387,835 円
栃木県	44.0 歳	367,116 円	437,522 円	392,631 円
国	40.7 歳	325,724 円	383,541 円	383,541 円
中核市平均	43.3 歳	353,383 円	452,299 円	401,677 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円) (A)	平均給与月額 (円) (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (円) (B)	A/B
宇都宮市	45.9歳	508	327,183	370,837	342,567	-	-	-	-
うち用務員	45.6歳	153	328,700	364,040	347,356	用務員	53.9歳	227,200	1.60
うち清掃職員	44.2歳	110	324,640	388,180	343,810	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800	1.29
うち学校給食員	47.7歳	86	322,147	334,275	329,782	調理師	44.3歳	259,800	1.29
うち自動車運転手	48.5歳	13	332,623	394,911	357,184	自家用乗用自動車運転者	39.7歳	333,200	1.19
栃木県	45.1歳	519	325,714	370,962	345,995	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193	287,094	320,514	320,514	-	-	-	-
中核市平均	46.2歳	497	336,337	400,483	366,001	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C) (円)	民間 (D) (円)	C/D
宇都宮市	6,153,966	-	-
うち用務員	6,019,401	3,284,300	1.83
うち清掃職員	6,300,880	4,192,600	1.50
うち学校給食員	5,672,794	3,455,000	1.64
うち自動車運転手	6,480,146	4,214,800	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。(平成16～18年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

③ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宇都宮市	40.8 歳	356,621 円	437,484 円	385,972 円
栃木県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
中核市平均	41.7 歳	341,265 円	436,492 円	386,851 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外、勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 宇都宮市の「平均給与月額」は、平成19年4月に行われた選挙事務（県議会議員選挙・市議会議員選挙）に係る時間外勤務手当を除いた額です。
 4 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		宇都宮市	栃木県	国	
一般行政職	大学卒	176,800 円	176,800 円	I種	179,200 円
	高校卒	148,000 円	142,800 円	II種	170,200 円
技能労務職	中学卒	134,000 円	127,700 円		- 円
消防職	高校卒	169,900 円	- 円		- 円

- (注) 1 一般行政職とは、各種窓口業務や政策・行政経営などの内部事務に従事する事務職員、土木・建築などの設計・監理業務に従事する技術職員です。
- 2 技能労務職とは、自動車運転手・清掃作業員・道路補修作業員・給食調理員などです。
- 3 一般行政職は行政職給料表、技能労務職は技能労務職給料表、消防職は消防職給料表が適用されるため、給与体系は異なります。
- 4 技能労務職については、平成10年度以降採用しておりません。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	263,984 円	309,840 円	354,432 円
	高校卒	219,500 円	266,075 円	313,233 円
技能労務職	高校卒	- 円	253,700 円	288,859 円
消防職	高校卒	244,500 円	300,377 円	343,245 円

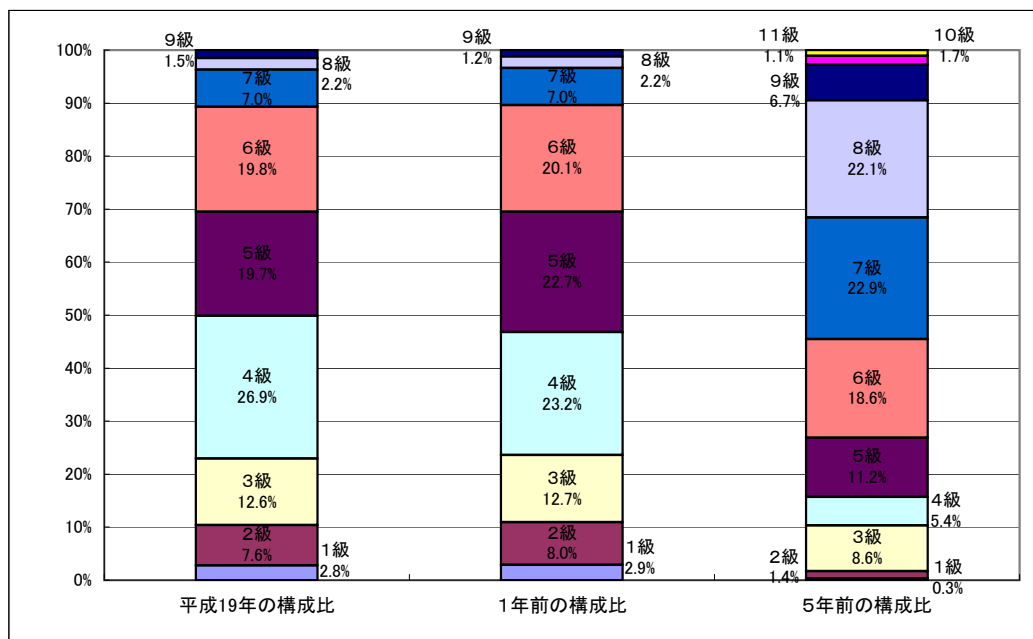
- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合採用時からの年数をいいます。
- 2 技能労務職の経験年数10年は、該当する職員がいませんでした。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事, 技師	55 人	2.8 %
2 級	主事, 技師	152 人	7.6 %
3 級	主任主事, 主任技師	250 人	12.6 %
4 級	主任	535 人	26.9 %
5 級	主査	391 人	19.7 %
6 級	主査, 副主幹	394 人	19.8 %
7 級	主幹	139 人	7.0 %
8 級	副参事	44 人	2.2 %
9 級	参事	29 人	1.5 %

- (注) 1 宇都宮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映については、現在、実施に向けて検討を進めています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇都宮市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,730 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,862 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

勤勉手当への勤務実績の反映については、現在、実施に向けて検討を進めています。

(2) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

宇都宮市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,947 千円	26,878 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	124,721 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	66,376 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	14.0 %	6 人	14.0 %
2級地(宇都宮市内ほか)	2.0 %	1,873 人	2.0 %

(注) 市外に所在する市の施設などに勤務する職員は、支給対象地域を2級地としています。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	18 %	18 %
2級地(宇都宮市内ほか)	6 %	6 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	106,504 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	143,344 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	21.1 %
手当の種類(手当数)	18

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	行政職	庁外で市税及び市税外収入金の徴収事務に従事したとき	日額 250円
遺体処置手当	行政職・技能労務職	老人福祉施設での収容者の遺体の納棺又は行旅死亡人の収容その他の処置に従事したとき	1体 6,000円
特別勤務手当	行政職	斎場において、火葬等に関する業務に従事したとき	日額 1,000円
	行政職	衛生環境試験所に勤務し、毒物、劇物及び特定毒物又はそれらの化合物を取り扱って水質、大気、土壌等の分析業務に従事する職員	月額 3,300円
	技能労務職	斎場において、霊柩の運送作業に従事したとき	日額 1,000円
	技能労務職	上記作業に従事したとき遺体1体につき別に支給	1体 300円
精神保健業務手当	行政職	保健所保健予防課に勤務する職員が、精神障害者又は精神障害の疑いのある者の護送その他必要な措置に従事したとき	日額 400円
感染症等防疫手当	行政職	感染症の患者の収容、家畜伝染病の患者の処分その他必要な措置又は処理に従事したとき	日額 400円
狂犬病予防業務手当	行政職	狂犬病予防のため、犬の捕獲又は捕獲の指揮監督業務に従事したとき	日額 400円
衛生検査手当	行政職	衛生環境試験所及び保健所生活衛生課食品衛生係に勤務し、食品及び添加物等の食品衛生検査に従事する職員	月額 10,000円
	行政職	血液、尿、生化学等の臨床検査に従事したとき	日額 500円
保健衛生業務手当	行政職	公衆保健衛生に関する事務に従事する医師	月額 300,000円
	行政職	公衆保健衛生に関する事務に従事する診療放射線技師	月額 12,000円
放射線取扱手当	行政職	診療放射線技師がエックス線の照射に従事したとき	日額 1,000円
と畜検査手当	行政職	と畜の解体検査に従事する職員	月額 14,000円
	行政職	と畜の細菌検査、病理検査及び理化学検査に従事したとき	日額 800円
社会福祉業務手当	行政職・技能労務職	老人福祉施設、児童福祉施設に勤務し、老人、児童等の疾病又は負傷に際し、医療機関への搬送業務に従事したとき	日額 300円
	行政職	生活福祉課に勤務し、庁外において生活保護に関する業務に従事したとき	日額 300円
	技能労務職	社会福祉事務所又は保健所に勤務し、社会福祉業務の家政的作業に従事したとき	日額 300円

行旅病人収容手当	行政職	行旅病人の収容、その他の措置に従事したとき	1回 2,000円
清掃業務手当	行政職	庁外において、特に不快かつ困難な清掃作業の指導監督に従事したとき	日額 150円
	技能労務職	清掃センター、清掃工場に勤務し、又は廃棄物の収集、運搬、処理等清掃の作業に従事した職員	月額 10,000円
	技能労務職	上記作業に従事したとき別に支給	日額 400円
	技能労務職	計量検査業務に従事したとき	日額 150円
	技能労務職	公園内において、ごみの収集処理又は公衆便所若しくは飼育動物の檻の清掃作業に従事したとき	日額 500円
交渉業務手当	行政職	市有自動車(原動機付自転車を含む)に係る交通事故の処理に際しての和解交渉で、市長が困難であると認めるものに従事したとき	日額 400円
消防手当	消防職	高低差10m以上の足場の不安定な高所で火災の消火又は人命の救助に従事したとき	1勤務 300円
	消防職	火災の消火、人命の救助又は救急業務のために現場に出動したとき(上記に掲げる者を除く)	現場業務従事あり 1勤務 250円
			現場業務従事なし 1勤務 200円
			現場業務従事ありの救命救急士 1勤務 400円
消防職	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までにおいて行われる業務に従事したとき	1勤務 200円	
特殊自動車運転手当	技能労務職	特殊自動車を運転し、土木等の作業に従事したとき	日額 600円
変則勤務手当	行政職・技能労務職	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までにおいて行われる業務に従事したとき(消防職を除く)	深夜の勤務時間 4時間以内 1勤務 1,000円
			深夜の勤務時間 4時間超 1勤務 2,000円
	行政職・技能労務職	1月1日から1月3日までの期間に、当直勤務又は規則で定める業務に従事したとき	勤務時間4時間未満 1勤務 2,500円
			勤務時間4時間以上 7時間45分以内 1勤務 5,000円
			勤務時間 7時間45分以上 11時間45分以内 1勤務 7,500円
			勤務時間 11時間45分超 1勤務 10,000円

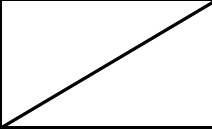
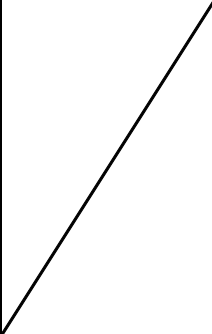
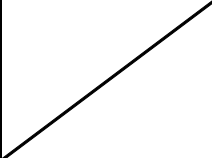
特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	自動車整備士の免許を有する職員が、自動車又は原動機付自転車の運行途中における故障、事故等に際し、道路上でこれらの整備、修理等に従事したとき	日額 200円
	行政職	公害防止のため、ばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭等が発生する場所に立ち入って行う規制、測定若しくは検査の業務又は試料の収集の業務に従事したとき	日額 300円
	行政職	汚水等により汚染された管渠内で行う農業集落排水処理施設検査に従事したとき	日額 350円
	行政職	岩石採取場の坑内(地下10m以上で市長の定める箇所に限る)で調査業務に従事したとき	日額 850円
	行政職	毒物劇物監視のため毒物劇物を取り扱う場所に立ち入って試料の収集の業務に従事したとき	日額 300円
	技能労務職	溝渠、側溝等の補修又は清掃の作業に従事したとき	日額 800円
	技能労務職	アスファルト等を使用して道路又はこれに類する場所の舗装又は補修の作業に従事したとき	乳剤散布 日額 800円
			その他 日額 400円
技能労務職	道路占用工事の現場で、埋め戻し作業等の技術指導に従事したとき	日額 250円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	1,262,477 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	359 千円
支給実績(17年度決算)	1,136,916 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	346 千円

(6)その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)																
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 ①1人目 (イ)配偶者が扶養親族の場合 6,000円 (ロ)配偶者が扶養親族でない場合 6,500円 (ハ)配偶者がいない場合 11,000円 ②2人目 6,000円 ③その他 1人につき 6,000円 ④満16歳到達の年度初めから、満22歳到達後最初の年度末までに該当する子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		398,733 千円	236,706 円																
住居手当	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">借家・借間</td> <td>・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円</td> <td rowspan="3">異なる</td> <td>・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円</td> <td rowspan="3">219,170 千円</td> <td rowspan="3">113,795 円</td> </tr> <tr> <td>・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円</td> <td>・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円</td> </tr> <tr> <td>それぞれ求めた額に 1,500円を加算した額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>持家</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td>持家 新築・購入から5年間 2,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	借家・借間	・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円	異なる	・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円	219,170 千円	113,795 円	・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円	・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円	それぞれ求めた額に 1,500円を加算した額		持家	4,000円		持家 新築・購入から5年間 2,500円						
借家・借間	・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円		異なる		・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円			219,170 千円	113,795 円												
	・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円				・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円																
	それぞれ求めた額に 1,500円を加算した額																				
持家	4,000円		持家 新築・購入から5年間 2,500円																		

通勤手当	・交通機関利用者 最長通用期間の 定期券相当額 (支給限度額55,000円)	同じ		247,962 千円	85,533 円													
	・交通用具利用者 以上 以下 2～4km 2,000円 超 以下 4～8km 4,500円 8～12km 7,000円 12～16km 9,500円 16～20km 12,000円 20～24km 14,500円 24～28km 17,000円 28～32km 19,500円 32～36km 22,000円 36～40km 24,500円 40～44km 27,000円 44～48km 29,500円 48～52km 32,000円 以下4kmごとに 2,500円を加算 (支給限度額55,000円)	異なる				・交通用具利用者(国) 以上 未満 2～5km 2,000円 5～10km 4,100円 10～15km 6,500円 15～20km 8,900円 20～25km 11,300円 25～30km 13,700円 30～35km 16,100円 35～40km 18,500円 40～45km 20,900円 45～50km 21,800円 50～55km 22,700円 55～60km 23,600円 60km～ 24,500円												
管理職手当	管理又は監督の地位に ある職員に支給	同じ		156,100 千円	765,197 円													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>手当額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">9級</td> <td>98,400</td> </tr> <tr> <td>89,000</td> </tr> <tr> <td>82,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8級</td> <td>80,800</td> </tr> <tr> <td>72,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7級</td> <td>71,600</td> </tr> <tr> <td>60,500</td> </tr> <tr> <td>49,500</td> </tr> </tbody> </table>					級	手当額(円)	9級	98,400	89,000	82,000	8級	80,800	72,500	7級	71,600	60,500	49,500
	級					手当額(円)												
	9級					98,400												
						89,000												
						82,000												
	8級					80,800												
72,500																		
7級	71,600																	
	60,500																	
	49,500																	
休日において、正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 に支給	同じ		232,983 千円	66,320 円														
勤務1時間当たりの 給与額×135/100	同じ																	
正規の勤務時間として 午後10時から翌日の 午前5時までの間に 勤務した職員に支給	同じ				64,121 千円	153,766 円												
勤務1時間当たりの 給与額×25/100	同じ																	
宿日直勤務を命ぜられた 職員に支給	異なる	1回 4,200円	0 千円	0 円														
宿日直手当	1回 4,800円 (5時間未満の 勤務は2,400円)	異なる	1回 4,200円	0 千円	0 円													

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	1,121,000 円 (1,180,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,267,000 円/ 813,600 円	
	副市長	912,000 円 (960,000 円)	1,008,000 円/ 730,500 円	
	収入役	779,000 円 (820,000 円)	836,000 円/ 692,000 円	
	議 長	760,000 円 (800,000 円)	863,000 円/ 625,000 円	
報 酬	副 議 長	674,500 円 (710,000 円)	779,000 円/ 555,000 円	
	議 員	636,500 円 (670,000 円)	710,000 円/ 304,700 円	
	市区町村長	(18年度支給割合)		
期 末 手 当	副市長	4.45	月分	
	収入役			
退 職 手 当	議 長	(18年度支給割合)		
	副 議 長	4.45	月分	
	議 員			
	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
備 考	副市長	給料月額×在職月数×40/100	2,266 万円	任期毎
	収入役	給料月額×在職月数×28/100	1,290 万円	任期毎
		給料月額×在職月数×26/100	1,023 万円	任期毎
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、5%の減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

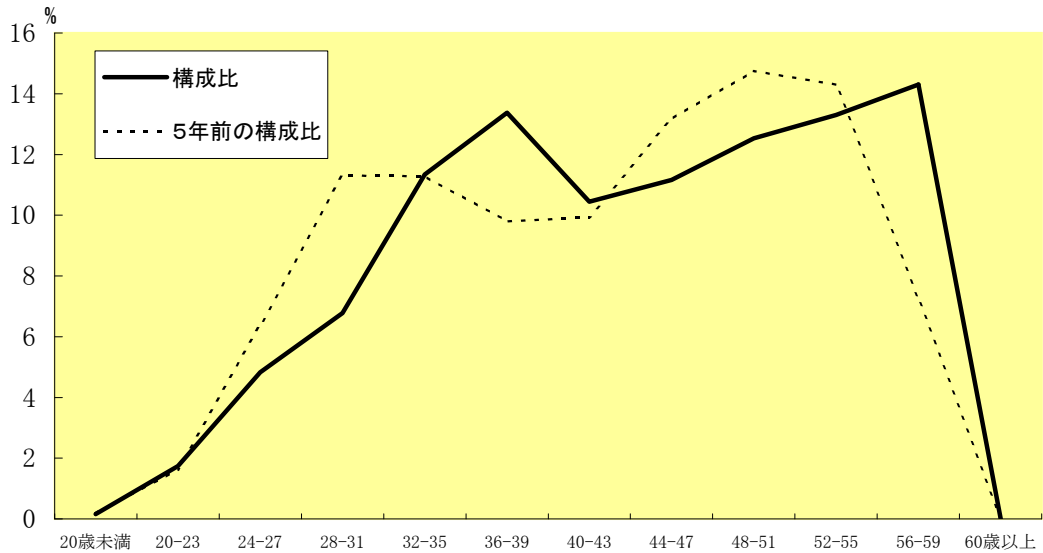
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会・総務	679	702	23	増) 地域自治センター、国際交流プラザ・ハンパ出張所の設置 減) 合併推進室の廃止、公用車の廃止
		税務	201	184	▲ 17	減) 滞納整理支援システム稼働等に伴う効率化
		福祉	1,060	1,021	▲ 39	増) 子ども発達センター、西部保育園の設置 減) 保育園の民間委託 若葉園、かすが園の廃止
		経済	141	140	▲ 1	減) 中小企業庁派遣の廃止
		土木(建設)	480	495	15	増) 雀宮駅周辺整備事務・市域拡大に伴う業務の増
		計	2,561	2,542	▲ 19	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.82 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.41 人)
	教育部門	432	403	▲ 29	増) 小中学校増加に伴う管理事務の増 減) 給食調理業務の委託	
	消防部門	439	451	12	増) 東消防署の開設、合併に伴う体制強化	
	小計	3,432	3,396	▲ 17	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.42 人)	
公営企業会計等部門	水道	164	147	▲ 17	減) 配水施設・浄水場維持管理業務の委託	
	下水道	150	133	▲ 17	減) 川田・下河原水再生センター運転管理業務の委託	
	その他	129	114	▲ 15	減) 介護保険・競輪開催等に係る執行体制の見直し	
	小計	443	394	▲ 49		
合計		3,875	3,790	▲ 85	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.77 人	
		[4,047]	[3,838]	[▲ 209]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成19年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 6	人 66	人 183	人 257	人 430	人 507	人 396	人 423	人 475	人 504	人 542	人 1	人 3,790

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 3,959	人 3,500	人 459	% 11.6%

(参考) 「組織整備・定員適正化に関する方針」における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	11.6%の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	2,591	2561	2542	—	—	—	▲49	
	増 減		▲30	▲19	—	—	—	▲49	
教 育	職員数	463	432	403	—	—	—	▲60	
	増 減		▲31	▲29	—	—	—	▲60	
消 防	職員数	436	439	451	—	—	—	15	
	増 減		3	12	—	—	—	15	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	469	444	396	—	—	—	▲73	
	増 減		▲25	▲48	—	—	—	▲73	
計	職員数	3,959	3876	3792	—	—	—	▲167(36.4%)	3,500
	増 減		▲83	▲84	—	—	—	▲167(36.4%)	▲459

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。
2 職員数は派遣者などの対象外職員を含めた実数であり、(1)の部門別職員数の増減とは異なります。
3 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しております。
4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しております。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 9,696,533	千円 1,687,566	千円 1,739,721	% 17.9	% 17.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 179	千円 820,057	千円 153,196	千円 331,945	千円 1,305,198	千円 7,292	千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金は含まれていません。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。
 3 市町村平均には、政令指定都市は含まれていません。

イ 特記事項

- 平成15年4月1日～平成20年3月31日までの間、上下水道事業管理者の給料月額5%減額を行っております。
- 平成15年4月1日～平成20年3月31日までの間、管理職手当の5%減額を行っております。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇都宮市	46.7 歳	386,795 円	589,893 円
市町村(政令指定都市除く)平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事業者	63.8 歳		1,040,926 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇都宮市	市町村(政令指定都市除く)平均
1人当たり平均支給額(18年度) 1,844 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,785 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 支給割合、加算措置の状況は一般行政職と同じです。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

宇都宮市			市町村(政令指定都市除く)平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分		
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	26,238	千円	1人当たり平均支給額	16,217 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率、その他の加算措置は一般行政職と同じです。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	348 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	20,471 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	14.0 %	0 人	14.0 %
2級地(宇都宮市内ほか)	2.0 %	165 人	2.0 %

(注) 市外に所在する市の施設などに勤務する職員は、支給対象地域を2級地としています。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	18 %	18 %
2級地(宇都宮市内ほか)	6 %	6 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	9,113 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	112,506 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	44.8 %
手当の種類(手当数)	6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
給水装置等作業手当	技能労務職	給水装置等の修繕及び 休止作業	月額 2,000円	
特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	液体塩素の薬品受入・ 切替業務	日額 300円	
特別勤務手当	行政職	水質の分析業務	月額 3,300円	
変則勤務手当	行政職・技能労務職	深夜及び年始業務	深夜1勤務 4時間以内	1,000円
			4時間超	2,000円
			年始1勤務 4時間未満	2,500円
			4時間超	5,000円
			7時間45分超	7,500円
11時間45分超	10,000円			
浄配水作業手当	行政職・技能労務職	水道施設の維持管理業 務	日額 300円	
停水業務手当	行政職	停水処分収納業務	日額 400円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	69,329 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	403 千円
支給実績(17年度決算)	65,820 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	378 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。

カ その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)						
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族 ①1人目 (イ)配偶者が扶養親族の場合 6,000円 (ロ)配偶者が扶養親族でない場合 6,500円 (ハ)配偶者がいない場合 11,000円 ②2人目 6,000円 ③その他 1人につき 6,000円 ④満16歳到達の年度初めから、満22歳到達後最初の年度末までに該当する子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		31,235 千円	244,023 円						
住居手当	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">借家・借間</td> <td>・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円</td> </tr> <tr> <td>・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円</td> </tr> <tr> <td>それぞれ求めた額に1,500円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>持家</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	借家・借間	・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円	・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円	それぞれ求めた額に1,500円を加算した額	持家	4,000円	同じ		11,695 千円	87,276 円
借家・借間	・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円										
	・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円										
	それぞれ求めた額に1,500円を加算した額										
持家	4,000円										

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 最長通用期間の 定期券相当額 (支給限度額55,000円) 	同じ	/	16,867 千円	102,224 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通用具利用者 以上 以下 2～4km 2,000円 超 以下 4～8km 4,500円 8～12km 7,000円 12～16km 9,500円 16～20km 12,000円 20～24km 14,500円 24～28km 17,000円 28～32km 19,500円 32～36km 22,000円 36～40km 24,500円 40～44km 27,000円 44～48km 29,500円 48～52km 32,000円 以下4kmごとに 2,500円を加算 (支給限度額55,000円) 				
管理職手当	管理又は監督の地位に ある職員に支給	同じ	/	6,332 千円	791,500 円
	級 手当額(円)				
	9級 98,400				
	89,000				
	82,000				
	8級 80,800				
	72,500				
7級 71,600					
60,500					
49,500					
休日勤務手当	休日において、正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 に支給 勤務1時間当たりの 給与額×135/100	同じ	/	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から翌日の 午前5時までの間に 勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの 給与額×25/100	同じ	/	8,277 千円	217,816 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた 職員に支給 1回 4,800円 (5時間未満の 勤務は2,400円)	同じ	/	0 千円	0 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
—	—	—

- ・ 宇都宮市職員全体で数値目標を設定しているため、水道事業のみの数値目標は設定しておりません。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

- ・ 宇都宮市職員全体で数値目標を設定しているため、水道事業のみの年次別進捗状況（実績）はありません。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 10,969,907	千円 701,147	千円 1,228,434	% 11.2	% 12.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 116	千円 532,022	千円 84,128	千円 220,412	千円 836,562	千円 7,212

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,866

- (注) 1 職員手当には退職給与金は含まれていません。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。
 3 市町村平均には、政令指定都市は含まれていません。

イ 特記事項

- 平成15年4月1日～平成20年3月31日までの間、上下水道事業管理者の給料月額5%減額を行っております。
- 平成15年4月1日～平成20年3月31日までの間、管理職手当の5%減額を行っております。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宇都宮市	47.0 歳	392,481 円	593,361 円
市町村(政令指定都市除く)平均	44.4 歳	373,334 円	571,401 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇都宮市	市町村(政令指定都市除く)平均
1人当たり平均支給額(18年度) 1,884 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,766 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 支給割合、加算措置の状況は一般行政職と同じです。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

宇都宮市			市町村(政令指定都市除く)平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分		
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	25,500	千円	1人当たり平均支給額	13,309 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率、その他の加算措置は一般行政職と同じです。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	538 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	31,647 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	14.0 %	0 人	14.0 %
2級地(宇都宮市内ほか)	2.0 %	111 人	2.0 %

(注) 市外に所在する市の施設などに勤務する職員は、支給対象地域を2級地としています。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	18 %	18 %
2級地(宇都宮市内ほか)	6 %	6 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	5,865 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	112,788 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	44.4 %
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務手当	行政職・技能労務職	公害防止のための測定業務等	日額 300円
		公共下水道渠工事検査業務等	日額 350円
特別勤務手当	技能労務職	下水処理施設清掃業務等	日額 800円
停水業務手当	行政職	停水処分収納業務	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	35,814 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	326 千円
支給実績(17年度決算)	38,730 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	287 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。

カ その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 ①1人目 (イ) 配偶者が扶養親族の場合 6,000円 (ロ) 配偶者が扶養親族でない場合 6,500円 (ハ) 配偶者がいない場合 11,000円 ②2人目 6,000円 ③その他 1人につき 6,000円 ④満16歳到達の年度初めから、満22歳到達後最初の年度末までに該当する子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		19,577 千円	238,744 円
住居手当	借家・借間 ・家賃10,000円超 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃-23,000) ×1/2+11,000円 それぞれ求めた額に1,500円を加算した額 持家 4,000円	同じ		8,326 千円	93,551 円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 最長通用期間の定期券相当額 (支給限度額55,000円) 	同じ	/	8,599 千円	82,683 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通用具利用者 以上 以下 2～4km 2,000円 超 以下 4～8km 4,500円 8～12km 7,000円 12～16km 9,500円 16～20km 12,000円 20～24km 14,500円 24～28km 17,000円 28～32km 19,500円 32～36km 22,000円 36～40km 24,500円 40～44km 27,000円 44～48km 29,500円 48～52km 32,000円 以下4kmごとに2,500円を加算 (支給限度額55,000円) 				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	/	5,406 千円	772,286 円
	級 手当額(円)				
	9級 98,400				
	89,000				
	82,000				
	8級 80,800				
	72,500				
7級 71,600					
60,500					
49,500					
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100 	同じ	/	0 千円	0 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100 	同じ	/	2 千円	2,412 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回 4,800円 (5時間未満の勤務は2,400円) 	同じ	/	0 千円	0 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
—	—	—

- ・ 宇都宮市職員全体で数値目標を設定しているため、下水道事業のみの数値目標は設定しておりません。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

- ・ 宇都宮市職員全体で数値目標を設定しているため、下水道事業のみの年次別進捗状況（実績）はありません。